別表第一に次の一号を加える。

五十六	一万円の貨幣のうち天皇陛下御即位を記念するため発行するもの
素材	金
品位	純金
量目	二十グラム
形式	 
直径	二十八ミリメートル

別表第二第二号中「平成三十二年」を「令和二年」に改め、同表第四十八号中「平成三十一年」を「令和元年」に改め、同号を同表第四十九号とし、同表第四十七号を同表第四十八号とし、同表第四十六号中「平成三十二年」を「令和二年」に改め、同号を同表第四十七号とし、同表中第四十五号を第四十六号とし、第三十五号から第四十四号までを一号ずつ繰り下げ、同表第三十四号中「平成三十一年」を「令和元年」に改め、同号を同表第三十五号とし、同表中第三十三号を第三十四号とし、第三十二号を第三十三号とし、第三十一号を第三十二号とし、同表第三十号中「平成三十二年」を「令和二年」に改め、同号を同表第三十一号とし、同表中第二十九号を第三十号とし、第二十号から第二十八号までを一号ずつ繰り下げ、第十九号の次に次の一号を加える。

二十	天皇陛下御即位を記念するため発行する五百円の記念貨幣
	五百万枚

別表第三に次の一号を加える。

五十	天皇陛下御即位を記念するため発行する一万円の記念貨幣
	五万枚

別表第四第三十号及び第三十一号中「平成三十二年」を「令和二年」に改め、同表第三十七号及び第三十八号中「平成三十一年」を「令和元年」に改め、同表に次のように加える。

三十九	天皇陛下御即位を記念するため発行する一万円の記念貨幣であつて、その素材に金を含むもののうちその製造に要する費用が一万円を超え、かつ、特殊な技術を用いて製造し表面に光沢を持たせたもので、一枚を容器に入れたもの	十二万七千七百七十八円
四十	次に掲げる貨幣で、それぞれ一枚を容器に組み入れたもの	十二万九千六百三十円
イ	天皇陛下御即位を記念するため発行する一万円の記念貨幣であつて、その素材に金を含むもののうちその製造に要する費用が一万円を超え、かつ、特殊な技術を用いて製造し表面に光沢を持たせたもの	
ロ	天皇陛下御即位を記念するため発行する五百円の記念貨幣のうち特殊な技術を用いて製造し表面に光沢を持たせたもの	

附　則

（施行期日）

1　この政令は、公布の日から施行する。

（皇太子徳仁親王の婚姻を記念するための五万円の貨幣の形式等に関する政令の一部改正）

2　皇太子徳仁親王の婚姻を記念するための五万円の貨幣の形式等に関する政令（平成五年政令第百六十三号）の一部を次のように改正する。

第三条中「第四十四号」を「第四十五号」に改める。

財務大臣　麻生　太郎
内閣総理大臣　安倍　晋三